

## 超音波エレクトロニクスの基礎と応用に関するシンポジウム（USE）

### 運営委員会幹事会規約

（目的）

第1条 USEの運営活動を機動的かつ継続的に展開することを目的とする。

（委員）

第2条 幹事会は、運営委員長、実行委員長、論文委員長および幹事会代表の協議によって運営委員会、実行委員会、論文委員会の各委員中から選任された25名以内の委員をもって構成する。また、その任期は原則として3年とし重任は妨げない。

また、特に認められた者を加えることができる。

（役員）

第3条 幹事会に代表、副代表ならびに書記を置く。代表ならびに副代表は委員の互選によって決定し、書記は代表が任命する。代表は幹事会全体の運営を指揮する。副代表は代表を補佐する。書記は実務面を中心に、代表、副代表を補佐する。

（機能）

第4条 幹事会は、USEの中長期的な運営実行に関する企画、立案、実行を遂行する。また、運営・実行・論文委員長と協議しながら当該年度のUSE運営を円滑に進めるとともに次年度以降のUSE運営計画と方針について審議する。これらの審議結果についてはUSE期間中に開催される運営委員会に当該年度の活動結果ならびに活動予定を報告し、運営委員会の了承を求める。

2006年11月8日制定

2008年11月12日改定